山口県市町村職員共済組合

共済だより

2015
9・10月号
No.286

写真提供：萩市役所

contents

平成27年10月から掛金・負担金や給付額の算定基礎が標準報酬制に移行します ……3-9
まんがでわかる! 年金一元化 ……10-11
貯金の運用状況 ……18
共済積立貯金のご案内 ……19
本年9月に長期給付に係る掛金率が引き上げられます ……22

玉子ライスの山口あぶトマトチキンカレー　9月レストランメニュー

P16-17

お維新ちゃ やまぐち in 防長苑

第8回 萩市
食材「千石台だいこん」「山口あぶトマト」

ホームページもご覧ください　http://www.kyosai-yamaguchi.jp/

家庭に持ち帰り、ご家族でご覧ください

この「共済だより」は再生紙を使用しています

「持続可能な公務員共済制度の構築に関する要望について」決議

わが国の社会保障制度においては、世界に類を見ない少子高齢化の中で、保険料収入よりも保険給付等の支出が増大し、制度の存続自体が脅かされる現状にあります。

このような中、長期給付事業においては、本年10月に被用者年金一元化という制度変更があり、短期給付事業においても高齢者医療制度の段階的な見直しが行われています。そして、公務員共済制度における短期・長期・福祉事業は、国の社会保障費削減の影響を受け、各事業を共済事業として維持することが厳しい状況に追い込まれています。

これらの制度改正に対する取組は、単県共済組合の対応だけでは困難であることから、組合会による議決を経て、関係機関への働きかけをすることにいたしました。

よって、5月28日開催の第2回組合会において、「持続可能な公務員共済制度の構築に関する要望について」を全会一致で議決し、6月30日、山田理事長が本県組合会議員を代表して要望書を全国市町村職員共済組合連合会理事長に提出し、関係機関への働きかけを要望いたしました。

左から、
豊村代表理事、山田理事長、杉田事務局長

持続可能な公務員共済制度の構築に関する要望について

わが国の社会保障制度を取り巻く状況は、急速な少子高齢化に加え、低迷する経済環境などにより保険料収入が減少する一方で保険給付が増大し、制度の存続自体が脅かされる現状にあり、私達の公務員共済制度も厳しい状況にあります。

長期給付事業は、本年10月には被用者年金一元化という大きな制度変更となり、新たな「年金払い退職給付」の創設と負担の増加、一元化への料率引き上げが決定しています。また、長期給付積立金の運用も、その安定性・透明性が担保されるか、不確定なものとなっています。

短期給付事業については、後期高齢者支援金が、平成29年度の全面総報酬割の実施に向け、今後も段階的な見直しが行われる方向であり、後期高齢者層の拡大と合わせ負担が増大することが見込まれます。このような状況が続けば短期経理財政の悪化が避けられず、共済制度としての健康保険事業を維持することそのものが困難にならざるを得ません。

また、本年10月からは標準報酬制により保険料（掛金・負担金）が算定されることから、消防職や医療職等の組合員は大幅な掛金の引き上げが予想されます。

さらに、福祉事業においても、公務員に対する厚遇批判の中で、各県共済組合独自で実施している各事業の水準や内容の後退を余儀なくされています。

このように共済制度における基幹の三事業は、いずれも国の全般的な社会保障費削減の影響を強く受け、各事業を共済事業として維持することが厳しい状況に追い込まれています。

つきましては、このような状況を踏まえ、地方公務員共済制度の各事業が、将来にわたり持続可能な制度として維持できるよう、特に下記の事項について要望いたします。

記

1　後期高齢者支援金の全面総報酬割の実施にあたっては、地方公共団体及び組合員負担の急激かつ過大な増大が生じないよう、後期高齢者支援金や前期高齢者納付金（財政調整）における国庫負担の拡充を確実に行うとともに、公正で公平な納得できる仕組みに再構築すること。

2　被用者年金一元化のもとで新たに設けられる「年金払い退職給付」については、その運用の安定性・透明性が確保されるよう努めること。
　あわせて、私達の長期給付積立金の運用にあたっては、リスクの高い運用については極力避けるとともに透明性の確保に努めること。

3　標準報酬制への移行は、短期経理・保健経理について財政均衡を原則に行うとともに、新たに負担の生じる組合員への対応を的確に行うなど、制度移行を円滑に進めること。

4　地方公務員共済組合については、公務員制度の一環として総合的な社会保険制度を運営するうえで効率的な組織として構築されています。よって、年金の一元化後においても引き続き共済組合の事業として、年金・医療・福祉の総合的な事業運営の確保が図られるよう、関係機関へ働きかけること。

以上、決議する。
平成27年5月28日

山口県市町村職員共済組合
平成27年第2回組合会

平成27年10月から
掛金・負担金や給付額の算定基礎が標準報酬制に移行します

平成27年10月に被用者年金が一元化されることにより、共済年金が厚生年金に統合されます。このため、掛金・負担金や給付額の算定基礎が、給料を基準に算定する「手当率制」から厚生年金が採用している「標準報酬制」に移行します。なお、長期給付だけでなく、短期給付、福祉事業についても標準報酬制に移行します。

現　在		平成27年10月から
手当率制	→	**標準報酬制**
掛金・負担金、給付額の算定基礎 ＝ 給料×手当率1.25（特別職は1）		

標準報酬制について

標準報酬とは

標準報酬とは、共済組合の短期、介護、長期の掛金等、及び傷病手当金などの短期給付、老齢厚生年金などの長期給付の算定の基礎となるものであり、組合員の受ける報酬月額（基本給＋諸手当）に基づいて決められます。

報酬の範囲

「標準報酬月額」の算定の基礎となる報酬の範囲は、原則として、組合員が自己の労務の対償として受ける基本給や諸手当等の全てです。報酬は、その性質に応じて「固定的給与」と「非固定的給与」とに区分され、標準報酬月額の決定・改定の基礎となります。

固定的給与の例	非固定的給与の例
基本給、扶養手当、通勤手当、地域手当、住居手当、初任給調整手当、単身赴任手当、管理職手当　など	時間外勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、寒冷地手当　など

※各地方公共団体の給与条例等で給与として支給される現物給与（定期券、回数券、乗車券及び食事など）も報酬に含まれます。

被用者年金一元化後（平成27年10月以降）の標準報酬月額の決定・改定

制度開始時（平成27年10月～平成28年8月）

平成27年6月の報酬を基に標準報酬月額を決定します。

資格取得時決定

組合員の資格を新たに取得したときは、その資格取得日現在の報酬の額により標準報酬月額を決定します。
決定された標準報酬月額は、組合員の資格を取得した日から、その年の8月（6月1日から12月31日までの間に組合員の資格を取得した方については、翌年の8月）まで適用されます。

定時決定（平成28年9月～）

毎年4月から6月までの報酬の平均額を基に、その年の9月からの標準報酬月額を決定します。
例えば、平成28年9月から平成29年8月の標準報酬月額は、平成28年4月から6月の報酬の平均額に基づき決定されます。

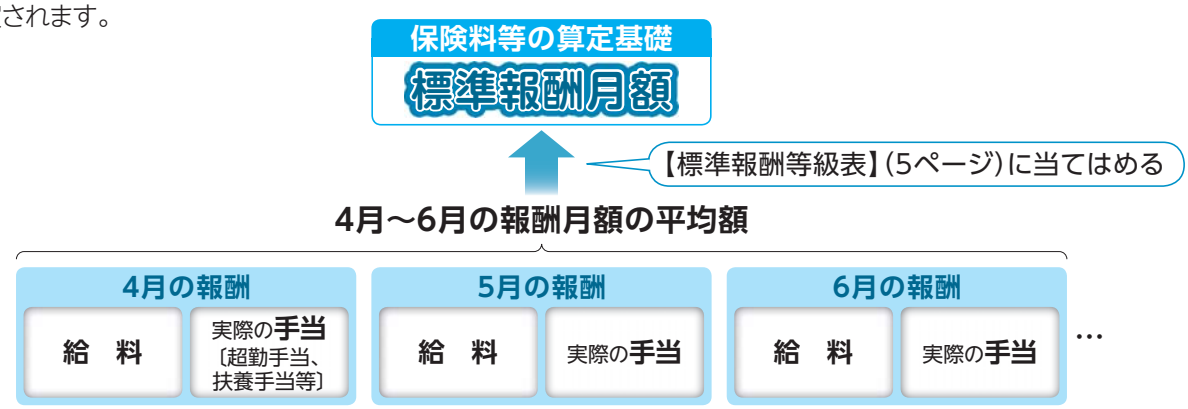

随時改定

定期昇給等により報酬が著しく変動した場合、標準報酬月額と実際に受ける報酬との間に隔たりが生じ、実態にそぐわなくなることがあるため、次の条件を全て満たした場合に、標準報酬月額を改定します。

❶ 固定的給与の変動(昇給･降格や給与体系の変更等)があったとき。

❷ 変動月から継続した3か月間の各月とも、支払基礎日数※が17日以上であること。

❸ 変動月から継続した3か月間の報酬平均額を報酬月額として算定した標準報酬の等級と、従前標準報酬の等級に2等級以上の差があること。

※支払基礎日数…報酬支払の基礎となる日数のこと。各地方公共団体の条例等により勤務を要しないこととされている日を除いた日数で、通常は土曜日と日曜日を除いた日。

随時改定のイメージ

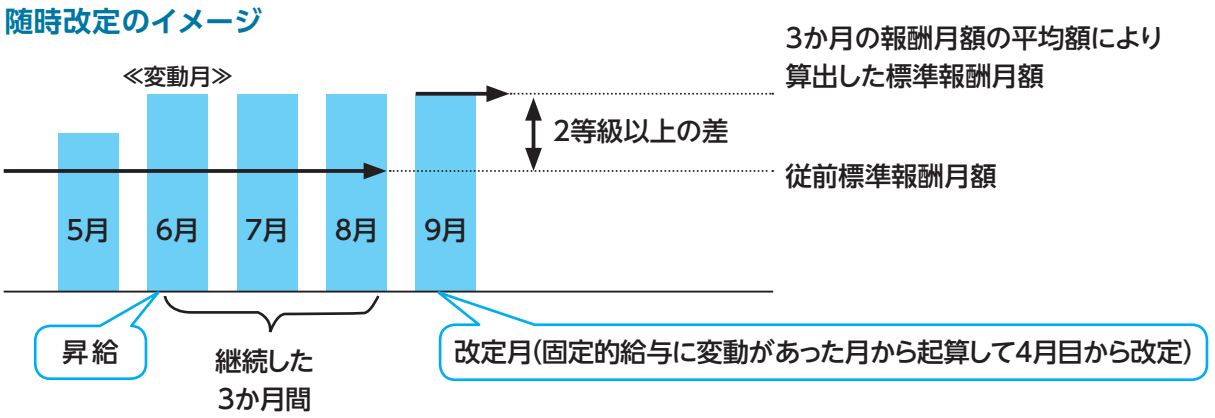

育児休業等終了時改定

育児休業等を終了した組合員が育児休業等を終了した日において、その育児休業等に係る3歳に満たない子を養育する場合で職場復帰後に育児短時間勤務や育児部分休業の取得等により報酬が下がった場合に、共済組合に申出をしたときに改定されるものです。

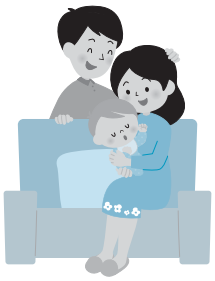

産前産後休業終了時改定

産前産後休業を終了した組合員で休業前より報酬が下がった方が、産前産後休業終了日に産前産後休業に係る子を養育する場合に、共済組合に申出をしたときに改定されるものです。

標準報酬等級表

標準報酬				報酬月額	
等級			標準報酬月額		
短期給付	長期給付				
	厚生年金	退職等級			
			円	円以上	円未満
1	1	1	98,000	～	101,000
2	2	2	104,000	101,000 ～	107,000
3	3	3	110,000	107,000 ～	114,000
4	4	4	118,000	114,000 ～	122,000
5	5	5	126,000	122,000 ～	130,000
6	6	6	134,000	130,000 ～	138,000
7	7	7	142,000	138,000 ～	146,000
8	8	8	150,000	146,000 ～	155,000
9	9	9	160,000	155,000 ～	165,000
10	10	10	170,000	165,000 ～	175,000
11	11	11	180,000	175,000 ～	185,000
12	12	12	190,000	185,000 ～	195,000
13	13	13	200,000	195,000 ～	210,000
14	14	14	220,000	210,000 ～	230,000
15	15	15	240,000	230,000 ～	250,000
16	16	16	260,000	250,000 ～	270,000
17	17	17	280,000	270,000 ～	290,000
18	18	18	300,000	290,000 ～	310,000
19	19	19	320,000	310,000 ～	330,000
20	20	20	340,000	330,000 ～	350,000
21	21	21	360,000	350,000 ～	370,000
22	22	22	380,000	370,000 ～	395,000

標準報酬				報酬月額	
等級			標準報酬月額		
短期給付	長期給付				
	厚生年金	退職等級			
			円	円以上	円未満
23	23	23	410,000	395,000 ～	425,000
24	24	24	440,000	425,000 ～	455,000
25	25	25	470,000	455,000 ～	485,000
26	26	26	500,000	485,000 ～	515,000
27	27	27	530,000	515,000 ～	545,000
28	28	28	560,000	545,000 ～	575,000
29	29	29	590,000	575,000 ～	605,000
30	30	30	620,000	605,000 ～	635,000
31			650,000	635,000 ～	665,000
32			680,000	665,000 ～	695,000
33			710,000	695,000 ～	730,000
34			750,000	730,000 ～	770,000
35			790,000	770,000 ～	810,000
36			830,000	810,000 ～	855,000
37			880,000	855,000 ～	905,000
38			930,000	905,000 ～	955,000
39			980,000	955,000 ～	1,005,000
40			1,030,000	1,005,000 ～	1,055,000
41			1,090,000	1,055,000 ～	1,115,000
42			1,150,000	1,115,000 ～	1,175,000
43			1,210,000	1,175,000 ～	

「手当率制」と「標準報酬制」の比較例

Aさんの場合

給料月額　281,000円　【手当率制】　281,000円 × 1.25 ＝ 351,250円
諸手当　90,900円　【標準報酬制】　281,000円 ＋ 90,900円 ＝ 371,900円

→ 等級表に当てはめると 22等級 380,000円(標準報酬月額)

Bさんの場合

給料月額　300,800円　【手当率制】　300,800円 × 1.25 ＝ 376,000円
諸手当　75,300円　【標準報酬制】　300,800円 ＋ 75,300円 ＝ 376,100円

→ 等級表に当てはめると 22等級 380,000円(標準報酬月額)

Cさんの場合

給料月額　320,400円　【手当率制】　320,400円 × 1.25 ＝ 400,500円
諸手当　58,900円　【標準報酬制】　320,400円 ＋ 58,900円 ＝ 379,300円

→ 等級表に当てはめると 22等級 380,000円(標準報酬月額)

短期給付の制度改正について

1 給付額の算定に係る所得区分の判定基準額の変更 【平成27年10月診療分から】

① 療養の給付・療養費・家族療養費・訪問看護療養費・家族訪問看護療養費

70～74歳（高齢受給者）の方に係る一定以上所得者（自己負担割合が3割となる者）の自己負担割合に係る所得区分の判定基準額が、〔給料月額〕から〔標準報酬月額〕に変更されます。

自己負担割合	変更前		変更後	
3割	給料月額	（一般職）22.4万円以上 （特別職）28万円以上	標準報酬月額	28万円以上

② 高額療養費

自己負担限度額に係る所得区分の判定基準額が、〔給料月額〕から〔標準報酬月額〕に変更されます。

ア　70歳未満

自己負担限度額		判定基準額			
	多数回該当	変更前		変更後	
252,600円＋（医療費－842,000円）×1%	140,100円	給料月額	（一般職）66.4万円以上 （特別職）83万円以上	標準報酬月額	83万円以上
167,400円＋（医療費－558,000円）×1%	93,000円		（一般職）42.4万円以上 66.4万円未満 （特別職）53万円以上 83万円未満		53万円以上 83万円未満
80,100円＋（医療費－267,000円）×1%	44,400円		（一般職）22.4万円以上 42.4万円未満 （特別職）28万円以上 53万円未満		28万円以上 53万円未満
57,600円	44,400円		（一般職）22.4万円未満 （特別職）28万円未満		28万円未満

イ　70歳以上75歳未満

自己負担限度額		判定基準額			
外来（個人単位）	外来（世帯単位）＋入院	変更前		変更後	
44,400円	80,100円＋（医療費－267,000円）×1% 多数回該当　44,400円	給料月額	（一般職）22.4万円以上 （特別職）28万円以上	標準報酬月額	28万円以上
12,000円	44,400円		（一般職）22.4万円未満 （特別職）28万円未満		28万円未満

③ 一部負担金払戻金・家族療養費附加金・家族訪問看護療養費附加金

基礎控除額に係る所得区分の判定基準額が、〔給料月額〕から〔標準報酬月額〕に変更されます。

基礎控除額	判定基準額			
	変更前		変更後	
50,000円	給料月額	(一般職) 42.4万円以上 (特別職) 53万円以上	標準報酬月額	53万円以上
25,000円		(一般職) 42.4万円未満 (特別職) 53万円未満		53万円未満

④ 高額介護合算療養費

自己負担限度額に係る所得区分の判定基準額が、〔給料月額〕から〔標準報酬月額〕に変更されます。

自己負担限度額	判定基準額			
	変更前		変更後	
212万円	給料月額	(一般職) 66.4万円以上 (特別職) 83万円以上	標準報酬月額	83万円以上
141万円		(一般職) 42.4万円以上66.4万円未満 (特別職) 53万円以上 83万円未満		53万円以上83万円未満
67万円		(一般職) 22.4万円以上42.4万円未満 (特別職) 28万円以上53万円未満		28万円以上53万円未満
60万円		(一般職) 22.4万円未満 (特別職) 28万円未満		28万円未満

(注)変更の無い所得区分の記載については、割愛しています。

2 休業給付に係る変更 【平成27年10月休業分から】

① 支給額の算定方法の変更

給付の種類		算定方法	
		変更前	変更後
傷病手当金・出産手当金		給料日額※1×手当率※2 ×2／3×休業日数	標準報酬の日額※3 ×2／3×休業日数
育児休業手当金	当該育児休業をした期間(土日を含む。)が180日に達するまでの期間	給料日額※1×手当率※2 ×67／100×休業日数	標準報酬の日額※3 ×67／100×休業日数
	当該育児休業をした期間(土日を含む。)が180日を経過した後の期間	給料日額※1×手当率※2 ×50／100×休業日数	標準報酬の日額※3 ×50／100×休業日数
介護休業手当金		給料日額※1×手当率※2 ×40／100×休業日数	標準報酬の日額※3 ×40／100×休業日数
休業手当金		給料日額※1 ×60／100×休業日数	標準報酬の日額※3 ×50／100×休業日数

※1　給料日額…給料月額×1/22
※2　手当率は1.25(特別職は1)
※3　標準報酬の日額…標準報酬月額×1/22

② 給料等との調整に係る変更

休業給付の支給期間中に給料等が支給される場合の調整方法が変更されます。

変更前	変更後
給付期間内において、給料の全部又は一部を受けた場合は、その受けた金額に手当率（1.25（特別職は１））を乗じて得た額が支給されません。	給付期間内において、報酬※の全部又は一部を受けた場合は、その受けた金額に相当する額が支給されません。

※「報酬」とは、組合員が自己の労務の対償として受け取る給料（基本給）、諸手当等の全てです。ただし、期末・勤勉手当等及び実費弁償的なものである出張旅費・災害派遣手当は除き、地方公共団体の給与条例等において給与として規定されている現物給与（通勤手当に相当するものとして支給される定期券等）を含みます。

3 災害給付に係る算定方法の変更 【平成27年10月発生分から】

支給額の算定方法が変更されます。

① 弔慰金等

給付の種類	算定方法	
	変更前	変更後
弔慰金	給料月額×1月×手当率※	標準報酬月額×1月
家族弔慰金	給料月額×1月×手当率※×70／100	標準報酬月額×1月×70／100

② 災害見舞金

損害の程度		算定方法	
		変更前	変更後
住居及び家財の全部		給料月額×3月×手当率※	標準報酬月額×3月
・住居及び家財の1/2以上 ・住居又は家財の全部		給料月額×2月×手当率※	標準報酬月額×2月
・住居及び家財の1/3以上 ・住居又は家財の1/2以上		給料月額×1月×手当率※	標準報酬月額×1月
住居又は家財の1/3以上		給料月額×0.5月×手当率※	標準報酬月額×0.5月
浸水によって平屋建ての家屋（家財を含む）が床上浸水し、その災害の認定が困難な場合	床上120㎝以上	給料月額×1月×手当率※	標準報酬月額×1月
	床上30㎝以上	給料月額×0.5月×手当率※	標準報酬月額×0.5月

※手当率は1.25(特別職は1)

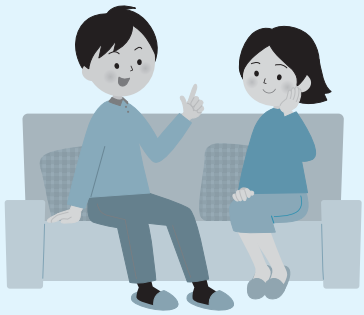

任意継続掛金について

任意継続組合員制度とは、退職日の前日まで引き続き1年以上組合員であった者が、退職日の翌日から最長2年間加入することができる医療保険制度です(後期高齢者医療制度の被保険者は除く。)。

任意継続掛金の算定方法については、下記のとおり経過的に変更となります。

	任意継続掛金の算定方法		
	平成27年4月～9月分	平成27年10月～平成28年3月分	平成28年4月～平成29年3月分
平成27年9月30日以前に退職した者	以下のうちいずれか少ない額×掛金率 ・退職時の給料の額※1 ・平均給料月額※3(平成27年度は326,000円) ○掛金率 短期　127.6／1000 介護　14.0／1000(40歳以上の者から徴収)		以下のうちいずれか少ない額×掛金率 ・退職時の給料の額※1×手当率【1.25】を標準報酬等級表(注1を参照。以下同じ。)にあてはめて算出した額 ・平均標準報酬月額※5 ○掛金率　未定
平成27年10月1日以後に退職した者		以下のうちいずれか少ない額×掛金率 ・退職時の標準報酬月額※2 ・みなし平均標準報酬月額※4(平成27年度は410,000円) ○掛金率 短期　102.08／1000 介護　11.2／1000(40歳以上の者から徴収)	以下のうちいずれか少ない額×掛金率 ・退職時の標準報酬月額※2 ・平均標準報酬月額※5 ○掛金率　未定

※1 組合員期間が15年以上で、かつ、退職時の年齢が55歳以上の者のうち、55歳となった日以後初めて退職する者は、「退職時の給料の額」×0.8

※2 組合員期間が15年以上で、かつ、退職時の年齢が55歳以上の者のうち、55歳となった日以後初めて退職する者は、「退職時の標準報酬の月額」×0.8を標準報酬等級表にあてはめて算出した額

※3 平均給料月額=平成27年1月1日における当組合の短期給付の適用を受ける組合員(任意継続組合員を除く。)の給料月額の平均額

※4 みなし平均標準報酬月額=平均給料月額※3×手当率【1.25】を標準報酬等級表にあてはめて算出した額

※5 平均標準報酬月額=平成28年1月1日における当組合の短期給付の適用を受ける組合員(任意継続組合員を除く。)の標準報酬月額の平均額を標準報酬等級表にあてはめて算出した額

(注1)標準報酬等級表については、5ページ参照してください。

(注2)平成28年4月以降の掛金率及び平均標準報酬月額については、平成28年3月上旬頃に決定次第お知らせします。

お問い合わせ先

標準報酬制に関すること	総務課	企画係	☎083-925-6141
短期給付の制度改正に関すること	保険課	医療係	☎083-925-6142
任意継続掛金に関すること	保険課	資格係	☎083-925-6142

平成27年10月から通知開始

マイナンバー制度が始まります！

マイナンバーとは、国民一人ひとりが持つ12桁の個人番号のことです。マイナンバー制度(社会保障・税番号制度)は、複数の機関に存在する個人の情報が同一人の情報であるということを確認するためのしくみであり、社会保障・税制度の効率性・透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現するための社会基盤(インフラ)です。

マイナンバー(個人番号)は、平成27年10月以降、お住まいの市区町村から住民票の住所へ「通知カード」に記載されて届きます。

まんがでわかる！年金一元化

制度的な差異は基本的に厚生年金にそろえられます ～障害給付編～

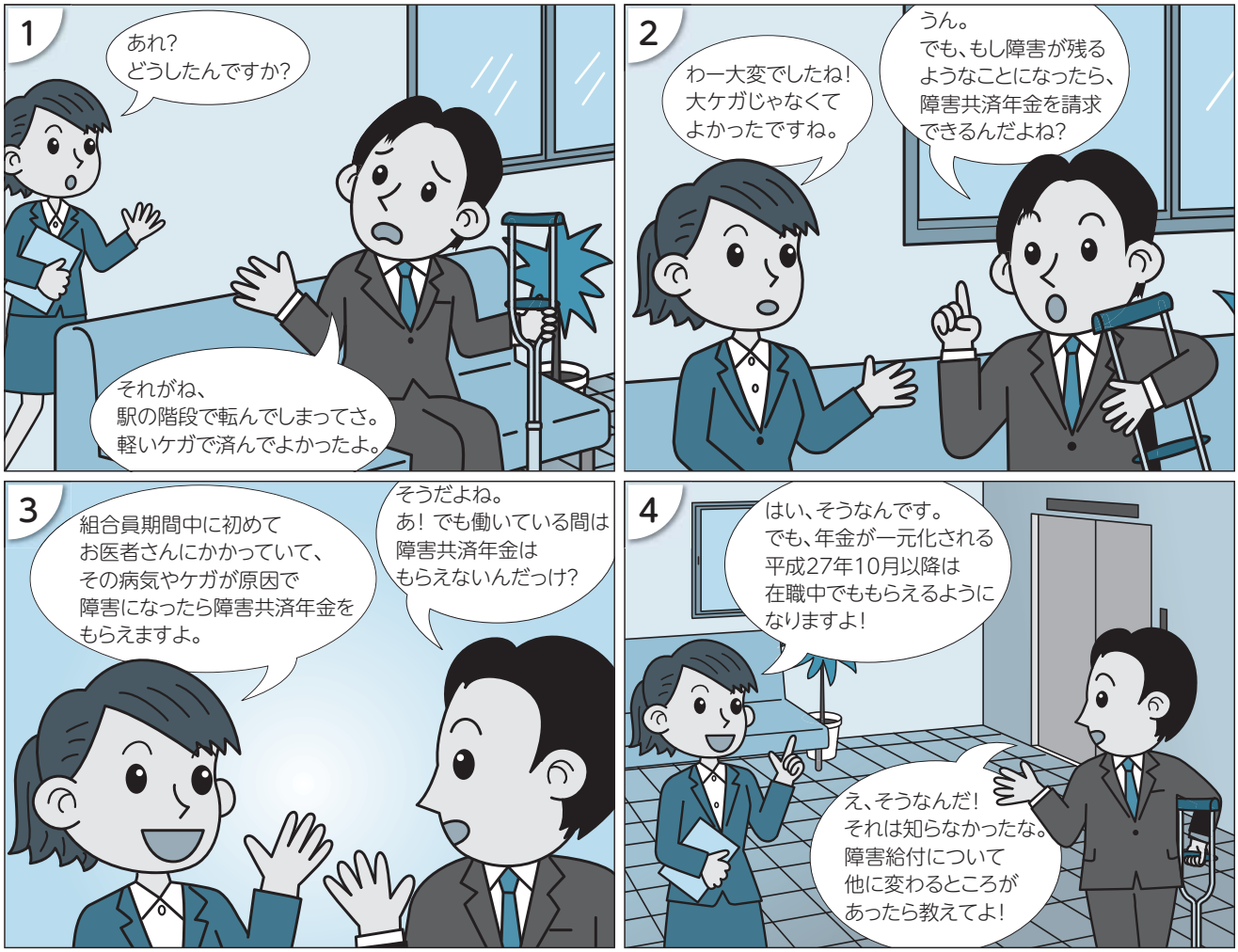

障害共済年金は在職中でも支給されるようになります

障害共済年金は、組合員である間に初診日※1がある傷病により、障害等級1級から3級に該当する程度の障害の状態となったときに支給される年金です。

被用者年金の一元化が行われる平成27年10月以降は、障害共済年金は厚生年金にそろえて「障害厚生年金」となりますが、障害厚生年金には障害共済年金のように組合員である間は原則として全額支給停止となる取扱いがないため、在職中でも支給されます。

現在、在職中により支給停止中の方は、平成27年10月以降は支給停止が解除※2され、在職中は職域部分を除いた障害共済年金が支給されます。

平成27年10月1日

障害共済年金	在職中のため支給停止	支給

※1　初診日とは、原則として、障害の原因となった病気やケガについて最初にお医者さんにかかった日をいいます。
※2　障害共済年金の支給停止解除の際は、障害等級の再認定が必要となる場合があります。

障害給付の支給要件に保険料納付要件が適用されます

厚生年金では、障害給付を受給するためには初診日の前々月までの保険料納付済期間及び保険料免除期間を合算した期間が、被保険者期間の3分の2以上必要（保険料納付要件）です。

共済年金には保険料納付要件がないため、被用者年金一元化後は、厚生年金と同じ保険料納付要件が適用されます。

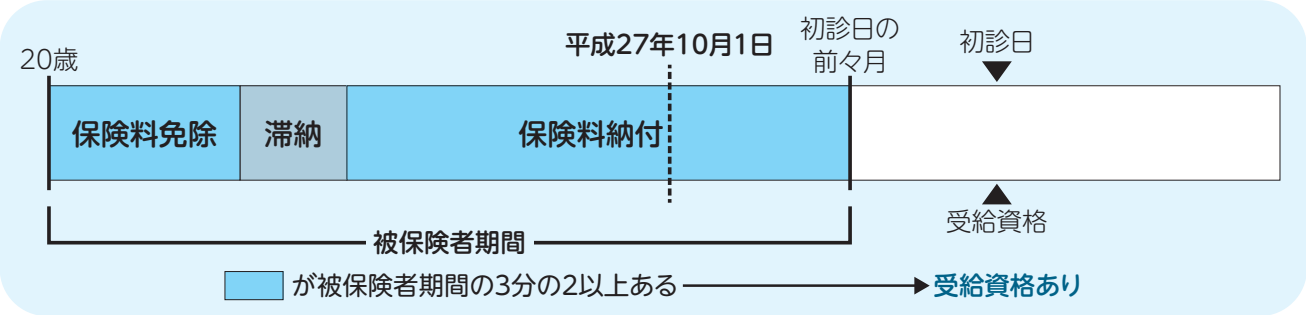

ただし、平成38年3月31日までの間は、初診日の前々月までの1年間に保険料の滞納がなければ支給される経過措置が設けられています。

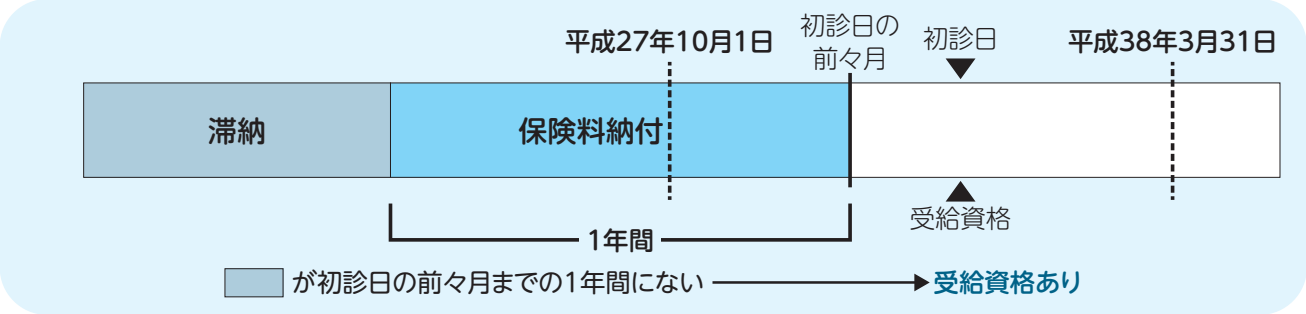

障害一時金は「障害手当金」に移行します

障害一時金は、組合員である間に初診日がある病気やケガ（公務または通勤によらない場合に限る。）により、障害共済年金の支給の対象とならない程度の軽度の障害の状態となったときなどで一定の要件に該当したとき、退職後に支給される一時金です。

被用者年金の一元化が行われる平成27年10月以降は、障害一時金は厚生年金にそろえて「障害手当金」となります。

また、障害一時金は退職が支給要件となっていましたが、障害手当金は在職中にも受給権が発生するため、平成27年10月以降は退職しなくても障害手当金が支給されます。

（注）平成27年9月30日において組合員として在職中で、同日に退職したならば、障害一時金を受ける権利を有することになる場合は、同日において退職したものとみなして、障害一時金が支給される経過措置が設けられています。詳しくは年金課にご相談ください。

ココがしりたい！ Q & A

Q 平成27年10月より前から障害共済年金を受給しているのですが、10月からは障害厚生年金に切り替わるのですか？

A 被用者年金一元化前に受給権が発生しているものについては、一元化後も障害共済年金を受給します。また、一元化後に受給権が発生するものについては障害厚生年金となります。

お問い合わせ先　年金課　☎083-925-6550

2人暮らしの今だから!!

健康と生活を考える ライフプランセミナー

募集人数:50名
受講料:無料

結婚して2人暮らしが始まり、幸せな将来への夢はふくらむ一方。
そんな夢を実現するのに、健康とお金に関する知識は欠かせません。
このセミナーを受けて、笑顔の絶えない幸せな家庭を築きましょう。

開催日・場所	平成27年10月28日(水) やまぐち湯田温泉　防長苑
募集締切	平成27年10月15日(木)

参加資格:
組合員とその配偶者
ご夫婦そろっての参加をお待ちしています。

スケジュール（予定）

10:00　受付開始
10:20　開会
10:30　タニタの社員食堂健康セミナー
　講師　株式会社タニタ　管理栄養士
・タニタが考える健康づくりとは
・タニタの社員食堂～500kcalのまんぷく定食～
・ヘルシーレシピ実践編～外食・コンビニ活用術～　など
12:00　昼食(防長苑がヘルシーメニューをご用意します。)
13:00　ライフプランの必要性
　～タブレットを使って実際にプランニング～
　講師　野村證券　ファイナンシャルプランナー
・プランニングの基本
・プランニングをしてみよう
・資産管理の考え方
15:00　閉会

申込方法

14ページの申込用紙に必要事項を
にて直接お申し込みください。
受講希望者多数の場合は、抽選と

個人情報の取扱い
参加申し込みの際にご提出いただいた個人
し、他の目的で使用することはありません。

開催予定	12月8日(火)【山口市】 女性限定パン教室　詳細

お問い合わせ先　保険課健康

相続について不安があるあなたへ

相続について考える ライフプランセミナー

募集人数:
各会場30名
受講料:無料

「両親はまだまだ元気。」皆さんのご両親を思い浮かべてもそう思いませんか?
でも、元気ないまだからこそ、1度は整理しておきたい相続のこと。
このセミナーで、ポイントを整理し事前に備えることで、
いつか来るそのときを安心して迎えませんか。

参加資格:
組合員または被扶養者
ご家族同伴のお申し込みもOKです。

開催日・場所	【下松会場】**平成27年11月5日(木)** スターピアくだまつ 【宇部会場】**平成27年11月10日(火)** 宇部市文化会館 【山口会場】**平成27年11月13日(金)** やまぐち湯田温泉　防長苑
募集締切	平成27年10月15日(木)

スケジュール(予定)

13:00　受付開始
13:20　開会
13:30　いまだから考える相続のはなし
　講師　野村證券　ファイナンシャルプランナー
・相続とは何か?
・その時、問題となることは?
①誰が何をもらうのか
②すぐに使える資金はあるのか
③どのくらい税負担があるのか
・解決への3つの対策　など
15:00　閉会
閉会後　個別相談

記入して、共済組合に郵送またはFAX
させていただきます。
情報は、本組合が実施する保健事業でのみ使用

は次号にて発表

推進係　☎083-925-6142

平成27年度

「ライフプランセミナー」参加申込書

↓希望するセミナー1つに○をつけてください。

申込	開催日時	セミナー名・募集締切
	10月28日(水)10:20～ 山口市　やまぐち湯田温泉 防長苑	①「健康と生活を考えるライフプランセミナー」 10月15日(木)募集締切
	11月　5日(木)13:20～ 下松会場　スターピアくだまつ	②「相続について考えるライフプランセミナー」 10月15日(木)募集締切
	11月10日(火)13:20～ 宇部会場　宇部市文化会館	
	11月13日(金)13:20～ 山口会場　やまぐち湯田温泉 防長苑	

上記セミナーの参加を申し込みます。

参加者代表（組合員または被扶養者）	組合員証	記号	番号	
	代表者	氏名	生年月日 昭・平　年　月　日	性別 男・女
	住所・連絡先	〒 (携帯電話)		
同行者①		氏名	生年月日 昭・平　年　月　日	性別 男・女
同行者②		氏名	生年月日 昭・平　年　月　日	性別 男・女
相談内容		※②のセミナーにおいて、個別相談されたい内容が決まっていましたら、事前にご記入ください。		

※ご記入いただいた氏名・連絡先等の個人情報は、このセミナーの開催に関すること以外に利用いたしません。個人情報は守秘いたします。
※申込書の送付は、参加代表者が直接共済組合へFAX、または郵送により行ってください。
※申込みの控えは、参加決定通知が届くまで保管しておいてください。
※開催日の1週間前になっても、参加決定についての通知がご記入いただいた住所に届かない場合は、お手数ですが共済組合にご連絡をお願いいたします。

【送付先・お問い合わせ先】
〒753−8529　山口市大手町9−11
山口県市町村職員共済組合　保険課　健康推進係
TEL　083(925)6142
FAX　083(921)1228

共済組合受付印

使ってみよう！ ジェネリック医薬品
確認しよう！ 医療の費用

～ 8月に「ジェネリック差額通知書」と「医療費通知書」を配布しました ～

1 ジェネリック差額通知書

ジェネリック医薬品とは、厚生労働省から承認された新薬とほぼ同じ有効成分・効き目で製造販売される安価な薬で、後発医薬品ともいいます。

「ジェネリック差額通知書」は、対象疾病に係る診療に対して、平成26年8月から平成26年10月までの期間に処方された医薬品をジェネリック医薬品に切り替えた場合に、安くすることができる差額が最大となる処方月分について、その内容をお知らせしています。

この通知は、ジェネリック医薬品への切り替えによって、組合員の自己負担額を減らすとともに、年々増加する医療費を抑制し、短期給付財政の健全化を図ることを目的に行っています。

ジェネリック医薬品への切り替えに対し、皆さんのご理解とご協力をお願いいたします。

ジェネリック差額通知書の見方

共済　太郎　様

要チェック!!

平成27年 7月 31日　作成
平成26年9月処方分

次の医薬品をジェネリック医薬品に切り替えると、最大2,300円の自己負担額の軽減が見込めます。

現在服用の医薬品名	現在服用の医薬品支払額	削減可能額	切替後支払額
○○○○錠	¥3,400	最大 ¥1,200	¥2,200
△△△△△−DX軟膏	¥1,200	最大 ¥400	¥800
★☆★☆★☆★☆100mg ①	② ¥2,000	最大 ③ ¥700	④ ¥1,300
合　計	¥6,600	最大 ¥2,300	¥4,300

①現在服用の医薬品名
ジェネリック医薬品に切り替えることができる服用中の医薬品名です。

②現在服用の医薬品支払額
①の医薬品に対する自己負担額です。

③削減可能額
①の医薬品を、ジェネリック医薬品に切り替えた場合に削減できる最大の金額です。

④切替後支払額
①の医薬品を、ジェネリック医薬品に切り替えた場合の自己負担額です。

※ジェネリック医薬品は、1つの医薬品に対して複数あるものが多く、具体的な切り替え薬は医師・薬剤師に相談して決めてください。

2 医療費通知書

「医療費通知書」は、健康管理意識を高めていただくこと及び受診日数や受診された医療機関をお知らせすることにより、正しい請求が行われているかをご確認いただくことを目的に行っています。

受診日数の疑義や受診された覚えのない医療機関の記載等がありましたら、内容に間違いが無いか調べますのでご連絡ください。

なお、医療費通知書には、**受診された山口県内の医療機関名及び柔道整復師会名等を表示しています**。表示することにより**特段の不都合（例:「DV被害があり配偶者に所在を知られたくない」など）がある場合は、速やかに共済組合保険課医療係までお申し出ください。**

「医療費通知書」の詳しい見方については、共済だより平成26年9・10月号をご覧ください。HPでも共済だよりのバックナンバーがご覧いただけます。
(HPアドレス　http://www.kyosai-yamaguchi.jp/tayori/pdf/201409.pdf)

お問い合わせ先　保険課　医療係　☎083-925-6142

お維新ちゃ！やまぐち in 防長苑

第8回 萩市

暑い日が続きますね～(￣▽￣;)さて、「お維新ちゃ!やまぐち」は、山口県下の市町のおいしい食材を防長苑の調理師がさらにおいしく調理して、防長苑で提供することで市町の農水産業を応援していこうという企画です。

今回お邪魔するのは、萩市!　**千石台だいこん**と**山口あぶトマト**を紹介していただきました。

それでは今回もスタートです(*´∀`*)ノ

萩市農林振興課の野村 恭二さん

UIターンした千石台だいこん
生産者の皆さん

山口あぶトマト部会長
下瀬進さん

「千石台だいこん」は、萩市の千石台で作られており、萩市むつみ地域の標高400～500mの冷涼な気候条件と肥沃な黒ぼく粘性土の火山性台地でだいこん作りに適した県内最大のだいこん産地です。出荷時期は5月下旬から12月上旬で品種は「青首だいこん」です。肉質はきめ細かく甘みと程よい辛味があり、生でも煮物にしても大変美味しくいただけます。生産者は12戸で全員がエコファーマーの認定を受け、安全･安心なだいこん生産に取り組んでいます。

「山口あぶトマト」は、萩市高俣と山口市阿東のトマト部会が産地統合し生まれたブランドで、中国地方でも最大規模の生産量を誇っています。産地は比較的標高が高く、昼夜の気温差が大きいことで甘みのある美味しいトマトが栽培されています。化学肥料･農薬を低減し有機質堆肥による良質な土づくりを基本としたトマト栽培に努力されています。トマトの特徴は、すっきりとした酸味と甘みがある「桃太郎」、果肉がしっかりしていてやや酸味があり味が濃い「麗夏」で消費者から好評を得ています。

この機会に萩市の『千石台だいこん』と『山口あぶトマト』を是非ご賞味ください。

こちらのお料理は9～10月の間、
実際に防長苑でお出ししています！

新着情報のれすとらん
旬花をポチッとしてね！

防長苑　検索

▲千石台だいこんと豚バラ肉の萩塩煮

10月ランチバイキング

今回、萩市役所担当者のお声がけにより千石台だいこんの出発式に参加させていただきました。当日は、次代を担う若い生産者の方ともお話でき、人口減少などの暗い話がある中、元気を分けてもらった気がします。

ちょっとまじめな文章になりましたが、皆さんには防長苑の料理で元気になってもらえたらいいな(＾▽＾)／

千石台だいこんと豚バラ肉の萩塩煮 材料5人分

豚バラ肉 300g　千石台だいこん 1／3本　粉山椒 少々

（煮汁）　水 5カップ　塩 小さじ2　出汁昆布 10cm角

1. 豚肉は1センチ角の拍子木切りにして、たっぷりの塩を振って軽くもみ20分ほどおく。熱湯に通して水に取り、水気を切る。
2. だいこんはボイルして、丘上げして水気を切る。
3. 鍋に煮汁の材料と豚肉・だいこんを入れ火に掛け、沸騰してから40分ほど煮て、仕上げに粉山椒を振る。

千石台だいこんは甘みがあり、煮崩れしにくい特徴があります。水・塩・昆布でじっくりと炊いて、素材を生かした絶妙な一品となりました。

和食調理師
田原大盾

冷たい茶碗蒸しです。
トマトと茶碗蒸しのハーモニーをご堪能あれ♪

▲山口あぶトマト茶碗蒸し

9月レストランメニュー

今回も来ました！　野菜嫌いも食べられる?野菜のデザート(≧▽≦)
ほんのりトマトの風味が味わえるティラミスに仕上がってます。

▲山口あぶトマトのドルチェ～とまティラ～

9月レストランメニュー

パスタに見立てただいこんが入っていて、ちょっとカロリーを気にしなくてもよいかも！
チーズクリームソースバージョンもあります(^-^)

▲千石台だいこんのフェトチーネ
バターしょうゆソース

10月レストランメニュー

募集告知

わが市、わが町の食材をお維新ちゃ!で紹介したい！　そんなときは、共済組合まで気軽にご連絡ください。

特典　県内外から防長苑にお越しになられる方に食材（自治体）のアピールができます（笑）

お問い合わせ先			
	食材に関すること	萩市　農林振興課	☎0838-25-4192
	料理に関すること	防長苑	☎083-922-3555
	企画に関すること	共済組合　福祉課　施設係	☎083-925-6551

貯金の運用状況（平成27年6月末）

◉貯金経理の資産の構成状況

種類		平成27年6月末 金額（円）	平成27年6月末 構成割合（%）	平成26年12月末 構成割合（%）
預金	普通預金	1,042,520,141	3.2	3.3
	定期預金	4,000,000,000	12.4	17.9
金銭信託		500,000,000	1.5	0.0
債券	国債	3,981,418,000	12.3	13.2
	地方債	5,985,394,800	18.5	14.6
	政府保証債	1,568,996,100	4.9	4.5
	諸債券等	7,042,609,000	21.8	18.5
	社債	7,487,585,000	23.2	24.9
	外国債券	700,000,000	2.2	3.1
合計		32,308,523,041	100.0	100.0

※預金は、山口銀行・三井住友信託銀行・三菱UFJ信託銀行に、預け入れています。
※資産のうち、組合員貯金は約294億円、積立金（利益剰余金）は約28億円です。

資産の構成割合

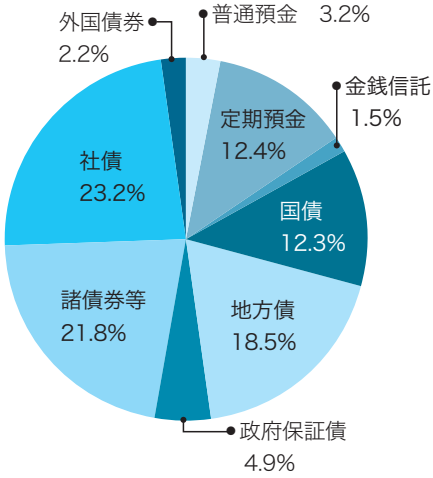

◉保有債券の格付状況

格付け	平成27年6月末 金額（円）	平成27年6月末 構成割合（%）	保有する銘柄の発行体等
AAA	1,145,189,000	4.3	住宅金融支援機構、欧州復興開発銀行　など
AA	20,630,944,900	77.1	政府保証債、東日本旅客鉄道、日本高速道路機構、国債・地方債　など
A	4,790,080,000	17.9	みずほ証券、日本郵船、野村ホールディングス　など
BBB	199,789,000	0.7	東京電力
合計	26,766,002,900	100.0	

※格付については、国内債券は主にR&Iを外国債券はムーディーズを参考にしています。

◉貯金の運用について

安全・有利な運用及び元本の確実な回収の観点からA格以上の債券の取得に限るなど基準を定めています。
格付は、取得後に変更されることがあるため経済環境、業績などについて適時確認をしています。

＜参考＞格付符号と定義について（R&Iより）

長期個別債務格付

長期個別債務格付は、個々の債務等が約定通りに履行される確実性についてのR&Iの意見です。長期個別債務格付は、債務不履行となる可能性に加えて回収の可能性（債務不履行時の損失の可能性）も評価します。

AAA	信用力は最も高く、多くの優れた要素がある。
AA	信用力は極めて高く、優れた要素がある。
A	信用力は高く、部分的に優れた要素がある。
BBB	信用力は十分であるが、将来環境が大きく変化する場合、注意すべき要素がある。
BB	信用力は当面問題ないが、将来環境が変化する場合、十分注意すべき要素がある。
B	信用力に問題があり、絶えず注意すべき要素がある。
CCC	債務不履行に陥っているか、またはその懸念が強い。債務不履行に陥った債券は回収が十分には見込めない可能性がある。
CC	債務不履行に陥っているか、またはその懸念が極めて強い。債務不履行に陥った債券は回収がある程度しか見込めない。
C	債務不履行に陥っており、債券の回収もほとんど見込めない。

お問い合わせ先　総務課　経理係　☎083-925-6141

共済積立貯金のご案内

利率（半年複利）
年0.9%
（税引後0.717165%）

積立額変更申込みを受け付けます

額変更は年２回のみの募集です。この機会に積立額アップはいかがですか？

10月9日（金）共済組合必着 ➡ **11月積立分から変更**

- 総務課や職員課などの共済事務担当課（以下「担当課」といいます。）に「積立貯金加入・変更・解約申込書」が備えてありますので、必要事項を記入し、担当課へご提出ください。
- 現在「臨時積立」のみで加入中の方が、給与等からの積立てを開始しようとする場合は積立額変更の取り扱いとなりますので、この機会をご利用ください。
- 次回の積立額変更受付期間は平成２８年４月８日～５月１０日で、平成２８年６月積立分からの変更となります。

問い合わせの多い手続きについてご紹介します

case1 臨時収入があったので、積立てをしたいとき

共済貯金には、給料や賞与からの控除による積立てのほかに、任意のタイミング・一万円単位で、積立てできる臨時積立という方法があります（給料・賞与の積立て中断中でも利用できます。）。

担当課で「振込依頼書（臨時積立用）」を受取り、山口銀行各店舗の窓口から振込んでください。振込手数料は無料です。

〈注意点〉

- 必ず専用の振込依頼書をご利用ください。ネットバンキング・ATMや他金融機関からの振込みは、振込者の確認ができない場合があるため、お断りしています。
- 貯金事業にまだ加入されていない方は、臨時積立をする前に、必ず貯金事業への加入手続きをお願いします。担当課に加入申込書が備えてありますので、担当課で手続きを行ってください（貯金用の登録印が必要です。）。手続き後、すぐ臨時積立ができます。

case2 臨時の支出のため、払戻しをしたいとき

担当課に「払戻請求書」が備えてありますので、必要事項に記入し、担当課へ提出してください。

担当課から共済組合へ払戻請求書が送付され、共済組合で払戻しの送金処理を行います。送金口座は共済組合に登録された組合員口座です。

共済貯金の払戻しは、月に2回できます。

共済組合に払戻請求書が到着した日	払戻予定日（金融機関休日にあたるときは前日）
毎月1日～15日	同月末日送金
毎月16日～末日	翌月15日送金

※毎月の払戻しスケジュールは、共済だよりにも毎号掲載しています。（今月号は22ページ）

皆さんのご利用、お待ちしています！

共済積立貯金手続き、振込依頼書等の入手は……所属所の共済事務担当課へ
共済貯金の制度内容は……共済だより4月号または共済組合ホームページ

お問い合わせ先は…　共済組合福祉課　貯金担当　☎083-925-6551

ライフ山口だより

問い合わせ先
有限会社 ライフ山口
〒753-0072
山口市大手町9番11号　山口県自治会館 3階
■フリーダイヤル:0120-170-215
（担当さるがみ）
■FAX:083-925-2161

平成27年度「遺族サポートプラン」のご案内について

◆本年度も「遺族サポートプラン」の推進員が各所属所へ訪問させていただきます。
平成28年3月1日より
「重病克服支援プラン」の保障範囲が拡大する特約を導入いたします。
※特に重病克服支援プランに加入いただいている方はこの機会にご確認をお願いいたします。（任意加入）

申込締切日　平成 27 年10 月 16 日（金）

◆推進員または所属所担当者へ申込書をご提出ください
◆直接面談のうえ説明をご希望の方はライフ山口へご連絡ください。引受会社職員が訪問のうえご説明いたします。
フリーダイヤル0120−170−215（月〜金　8:30〜17:00　担当:申神）

新特約のPoint

※制度内容等詳細については後日、配布されるパンフレットをご確認ください。

新特約①　７大疾病保障特約

特徴：３大疾病に加えて、４疾病（重度の糖尿病・重度の高血圧性疾患・慢性腎不全・肝硬変）を新たに保障！

新特約②　がん・上皮内新生物保障特約

特徴：主契約で保障する悪性新生物（がん）に加えて、上皮内新生物、悪性黒色腫以外の皮膚がんを新たに保障！

【重病克服支援プラン新特約の概要】

〜重病克服支援プラン300万円コースで新特約（７大疾病保障特約、がん・上皮内新生物保障特約）を付加した場合〜

保険金額は、**７大疾病保障特約**については主契約の **５割**相当額、**がん・上皮内新生物保障特約**については主契約の **１割**相当額となります。

お支払事由	死亡・高度障害	3大疾病			4疾病	上皮内新生物
		悪性新生物（がん）（注）	急性心筋梗塞	脳卒中	重度の糖尿病 重度の高血圧性疾患 慢性腎不全 肝硬変	
<重病克服支援プラン> 特定疾病保険金 死亡・高度障害保険金	お支払事由のいずれかに該当で **300万円**					
<7大疾病保障特約> 7大疾病保険金		お支払事由のいずれかに該当で **150万円**				
<がん・上皮内新生物保障特約> がん・上皮内新生物保険金		←	お支払事由のいずれかに該当で **30万円**		→	
合計	300万円	480万円	450万円		150万円	30万円

・お支払事由の詳細はパンフレット等をご確認ください。
・特定疾病保険金と死亡・高度障害保険金とは重複して支払われません。
・重度の高血圧性疾患は高血圧性網膜症を指します。
・７大疾病保険金、がん・上皮内新生物保険金のお支払はそれぞれ１回のみです。なお、各保険金が支払われた場合は、特約は消滅します。
・特定疾病保険金、死亡保険金または高度障害保険金のいずれかが支払われた場合、主契約と特約は同時に消滅します。
・「がん・上皮内新生物保険金」の場合は、悪性黒色腫以外の皮膚がんも含みます。「７大疾病保険金」および「特定疾病保険金」の場合は、悪性黒色腫以外の皮膚がんを含みません。

MY-A-15-他-005919

山口県市町村職員共済組合員の皆様へ

団体保険制度のご案内（団体傷害保険、新・団体医療保険）

平成27年度募集

山口県市町村職員共済組合員専用の保険制度（団体傷害保険、新・団体医療保険）をご案内いたします。
万が一のおケガやご病気の備えとして、ご加入をご検討ください。

1．団体傷害保険の特長（ケガの補償）（傷害総合保険）

- 団体傷害保険は「おケガ」を補償の対象とする保険です。
- 地震・噴火またはこれらによる津波による「おケガ」も補償されます。
- 団体割引20%が適用された、「山口県市町村職員共済組合」を契約者とした団体傷害保険です。
- 健康告知は必要ありません。

疾病入院＋先進医療の補償をお手頃な保険料でご加入いただける「新・団体医療保険」をぜひお奨めさせていただきます。詳細は後日配布のパンフレットでご確認ください。

2．新・団体医療保険の特長（病気の補償）（医療保険基本特約・疾病保険特約セット団体総合保険）

- 新・団体医療保険は「病気」を補償の対象とする保険です。
- 病気による入院・手術・退院後通院を補償します。
- 最先端の医療である、先進医療(※)や臓器移植を受けたときに発生する費用を補償します。

（※）病院等において行われる医療行為のうち、一定の施設基準を満たした病院等が厚生労働省への届出により行う高度な医療技術をいいます。
■対象となる先進医療の種類については、保険期間中に変更となることがあります。
先進医療に該当する医療、医療技術の概要、実施している医療機関等については、厚生労働省のホームページをご覧ください。
（http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/isei/sensiniryo/kikan.html）

- 団体割引20%が適用された、「山口県市町村職員共済組合」を契約者とした新・団体医療保険です。
- 必ず傷害保険とセットでご加入ください。新・団体医療保険のみでの加入はできませんのでご注意ください。
- ご加入の際は医師の診査不要で告知のみでご加入いただけます。
  ※告知の内容によってはご加入いただけない場合や、条件付でご加入いただく場合があります。

加入タイプ例 40歳の方の場合（下記以外のタイプもご用意しております。）

【団体傷害保険】　保険期間１年間、月払、職種級別Ａ級、天災危険補償特約セット（団体割引20%適用）
【新・団体医療保険】　被保険者年齢40歳、保険期間１年間、月払、手術保険金倍率変更特約および重大手術保険金倍率変更特約付帯（団体割引20%適用）

【団体傷害保険】ご加入タイプ	死亡・後遺障害	入院保険金日額	手術保険金	通院保険金日額	個人賠償責任	介護	被害事故補償	月払保険料
個人補償タイプG	210 万円	4,000 円	入院保険金日額の5倍もしくは 10 倍	2,000 円	3,000 万円	60 万円	1,000 万円	1,100 円

＋

【新・団体医療保険】ご加入タイプ	疾病入院保険金日額	疾病手術保険金	疾病退院後通院保険金日額	先進医療	月払保険料
P1	6,000 円	疾病入院保険金日額の5倍、20 倍もしくは 40 倍	3,000 円	500 万円	1,020 円

合計月払保険料	2,120円

※平成27年度募集の保険期間は平成28年3月１日午後4時から平成29年3月1日午後4時までの1年間です。
募集時期は平成27年10月上旬～下旬を予定しております。
※詳細については募集時に配布しますパンフレットをご覧ください。（今後の保険商品改定等により、内容が変更となる場合があります。）

このご案内は概要を説明したものです。詳しくは取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

●取扱代理店　**有限会社　ライフ山口 担当：申神（さるがみ）**
〒753-0072　山口市大手町9−11（山口県自治会館内）
TEL　0120−170−215(受付時間:平日の午前8時半から午後5時まで)

●引受保険会社　**損害保険ジャパン日本興亜株式会社　山口支店　法人支社**
〒753-0076　山口市泉都町7−11 ☎083−924−3005　FAX 083−923−8053（受付時間:平日の午前9時から午後5時まで）

「損害保険ジャパン日本興亜株式会社」は、損保ジャパンと日本興亜損保が平成 26 年 9 月 1 日に合併して誕生した会社です。

（SJNK15-04452　平成27年７月8日）

本年9月に長期給付に係る掛金率が引き上げられます

平成26年に行われた地方公務員共済年金における財政再計算により、平成27年9月に長期給付に係る掛金率は、次のとおり引き上げられます。

（単位：‰）

区　分	～平成27年8月	平成27年9月
給料に対する割合※	105.775	107.9875 (+2.2125)
期末手当等に対する割合	84.62	86.39 (+1.77)

※給料に係る掛金を算定する場合、掛金率を基本給に乗ずることになっています。
したがって、諸手当を除いたものに掛金率が乗じられることとなりますので、給料に対する割合は、期末手当等に対する割合と異なります。

◆長期給付に係る掛金率は、地方公務員共済組合連合会定款で定めています。

被用者年金一元化に伴い、平成27年10月1日に地方公務員も厚生年金の被保険者となり、あわせて、平成27年10月以降の厚生年金保険給付費に充てるための保険料率が、被用者年金一元化法及び厚生年金保険法において下記のとおり定められました。また、新たに「年金払い退職給付」の創設に伴い当該保険料の負担をしていただくことになります。

参　考　平成27年10月以降の厚生年金保険に係る保険料率【本人負担分】

改定時期	保険料率（‰） ［本人負担分］
平成27年10月	86.39
平成28年　9月	88.16
平成29年　9月	89.93
平成30年　9月	91.50

（注）被用者年金一元化に伴い、地方公務員共済年金にも標準報酬制が導入され、毎月の標準報酬に対する保険料率と期末手当等に対する保険料率が同一になります。

平成26年に行われた財政再計算に係る情報については、連合会のホームページに掲載しております。どうぞご覧ください。

http://www.chikyoren.or.jp

共済貯金送金スケジュール

	共済組合締切日（必着）	送金日
払戻し	9月15日(火)	9月30日(水)
	9月30日(水)	10月15日(木)
	10月15日(木)	10月30日(金)
	10月30日(金)	11月13日(金)
解約	9月10日(木)	9月30日(水)
	10月　9日(金)	10月30日(金)

共済組合の行事（9･10月）

●健康と生活を考える　ライフプランセミナー
10月28日（水）　防長苑

防長苑のイベント（9・10月）	●秋の宴 10月12日（月）～14日（水）

クロスワードパズル

頭の体操!!

正解者の中から抽選で**10名様**に
図書カード1,000円分を差し上げます。
クロスが解けたらA～Hを順に並べてください

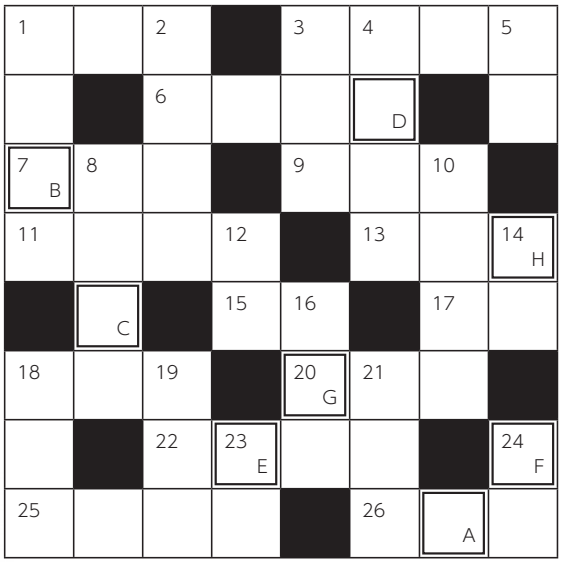

応募方法

ハガキ又はFAXに右記のとおりご記入のうえ、ご応募ください。**(1人1通まで)**

応募先

〒753-8529
山口県山口市大手町9-11
山口県市町村職員共済組合 総務課 企画係
FAX 083-921-1228

締め切り

10/6(火)必着

- 答え
○○○○○○○○
- 住所
- 電話番号
- 組合員名
- 応募者名（続柄）
- 所属所名
- 組合員証記号番号
- 共済事業に対するご意見・ご感想

※お寄せいただいたご意見等については今後の共済事業運営の参考とさせていただきます。

ヨコのカギ

1 主に正月に遊ぶ日本のカードゲーム。
3 ○○○○～小僧の寒太郎～♪
6 ロシアのお酒と言えば?
7 縁も○○○もない土地に赴任する。
9 ○○○に掛けた娘を嫁に出す。
11 片目を閉じて合図します。
13 野菜やあずきを入れた、長野の郷土料理です。
15 地面にできる氷の結晶。
17 対等の位置に立つ。○○を並べる。
18 五･七･五･七･七の歌。
20 ○○○もえくぼ。
22 裏切り者の○○○○を押される。
25 物事の根本的な性質･要素。
26 北海道北端部、日本海にある○○○島。昆布でも有名です。

タテのカギ

1 ○○○○100%のジュース。
2 特にタコやイカ、貝類に多く含まれる成分です。
3 これを貼らないと手紙は届きません。
4 強風や気圧の変化により、海水面が異常に高くなる現象。
5 所得○○･ガソリン○○･消費○○。
8 幸運に向かうこと。○○○○祈願。
10 職人などを指導･保護する立場にある人。
12 髪を整える時に使います。
14 コンパスが指す方向。
16 イースター島に残る石像と言えば?
18 真犯人を○○○する。
19 黄色くて辛い香辛料。
21 世界遺産にもなっている、○○○の長城。
23 外出する時に履きます。
24 海藻や藻を干して紙状に乾燥させた食品です。

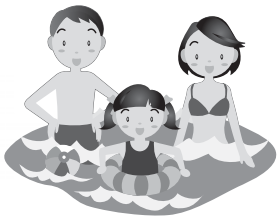

《前回の答え》なつやすみ

「ひらがなクイズ」プレゼント当選者発表

応募総数　98通
正　　解　98通

抽選により当選者を決定しました。
当選者には9月中旬までに賞品をお送りします。お楽しみに!

※ 当選者の発表は、賞品の発送をもってかえさせていただきます。

編集後記

今回のお維新ちゃ！ は千石台だいこんと山口あぶトマト。毎回いろんな食材をうまく調理するなぁ、と感心しているのですが、トマトが好きで茶碗蒸しにも目がない私としては、「山口あぶトマト茶碗蒸し」がとても気になります。9月のレストランメニューということなので、ぜひ一度食べてみたいと思います。(M･H)

かなり暑い日が続いていますが、みなさん体調は崩されていませんか? 暑さを言い訳に運動をサボり気味ですが、適度な運動は健康維持に絶対必要!? （汗をかいた後のビールを楽しみに?）体を動かして、暑すぎる夏を乗り切りましょう!(M･H)

組合の状況

平成27年8月6日現在

組合員／男	10,464人
組合員／女	5,452人
組合員／合計	15,916人
任意継続組合員	228人
被扶養者／男	6,702人
被扶養者／女	10,922人
被扶養者／合計	17,624人

山口県市町村職員共済組合
〒753-0072(個別番号〒753-8529)山口市大手町9番11号　山口県自治会館3階　FAX/083-921-1228
TEL/083-925-6141(総務課)　083-925-6142(保険課)　083-925-6550(年金課)　083-925-6551(福祉課)
●発行日／平成27年9月1日　●発行人／平井 信治郎　URL http://www.kyosai-yamaguchi.jp/

美食和会席のタベ

秋の宴

～あきのうたげ～

【予約制】お電話にて承ります
※価格には消費税を含んでおります。

期間：平成27年
10月12日(月) 13日(火) 14日(水)

会場：やまぐち湯田温泉
防長苑2階「孔雀の間」

料金：和食会席料理
7,000円
（ソフトドリンク付）

素材の持ち味を活かした
特別な和食料理を
お召し上がりください

秋の宴御利用特典

アルコール類フリードリンク	1,000円
朝食付宿泊ご優待	3,500円

◎平成26年度 勤続25年祝 防長苑優待助成券をお持ちの組合員様

発行日が平成26年10月1日の券は、今年の9月30日が有効期限となっております。ぜひご利用くださいますようお願いいたします。

◎防長苑開設55周年記念券 をまだご利用でない組合員様

有効期間は平成28年3月31日までございますが、期限が近くなりますと大変混み合います。お早めにご利用くださいますようお願いいたします。

温泉入浴のみのご利用も承っております（組合員限定）

日帰り入浴　300円

受付時間 11:30～21:00

フロントにて受付簿にご記入ください。
※組合員証のご提示をお願いします。
フェイスタオル 100 円で貸出を行っております。
小学生の入浴料は 150 円です。
※幼児のお子様は無料です

毎月 26 日はふろの日!!
組合員及び被扶養者は無料でご入浴いただけます。
湯上り処で、生ビール、デザートを販売します。
※お車を運転される方への生ビールの販売はしておりません。

土曜、祝前日は、男湯・女湯が入れ替わります
大浴場

待合、休憩にご利用ください
湯上り処

やまぐち湯田温泉
防長苑

ご予約・お問合わせ
083-922-3555
www.bochoen.jp　山口市熊野町4-29

facebook「やまぐち湯田温泉防長苑」
http://www.facebook.com/bochoen
twitter「料理長のつぶやき」
http://www.twitter.com/Bochoen